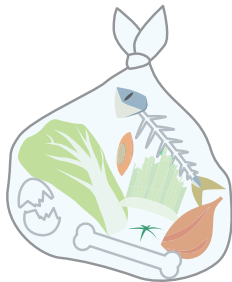


○ 市の処理施設に搬入できるもの

(自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください)

一般廃棄物



生ごみ(残飯)

※水切りをしっかりとってください



割り箸



紙くず類

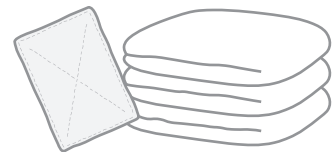
(シユレッターダスト含む)



落ち葉や
草・小枝

木製家具

(テーブルや椅子)



タオルや雑巾

(天然繊維に限る)



剪定枝

※直径3cm、長さ60cmまでのもの

※透明または白色系半透明の袋に入れてください。※木製家具や剪定枝の袋は不要です。

資源物

リサイクル棟へ搬入可能なもの



雑がみ

包装紙・ティッシュ箱・菓子箱・紙封筒 等
※紙以外の異物を取り除く



飲料缶

※中をすすぐ



新聞紙・雑誌

ダンボール



飲料用
ペットボトル

※キャップとラベルを
とって中をすすぐ

✕ 市の処理施設に搬入できないもの

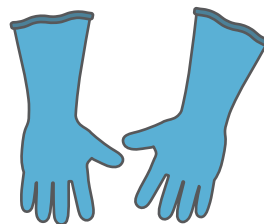
(産業廃棄物処理業者に依頼してください)

産業廃棄物

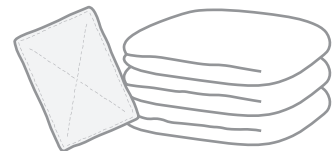


文房具・バインダー類

(金属類や廃プラスチック類)

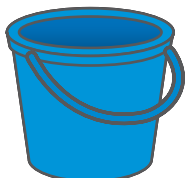


ビニル類・ゴム類

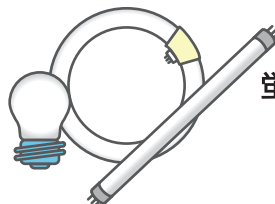


タオルや雑巾

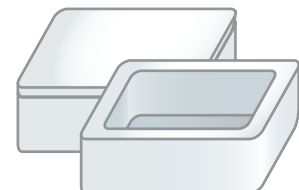
(合成繊維)



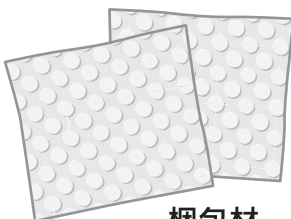
ポリバケツ・
金属バケツ



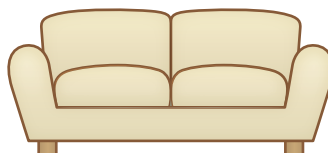
蛍光灯や
電球



発泡スチロール



梱包材



木製以外の家具

(スチール棚など)



お皿やグラス

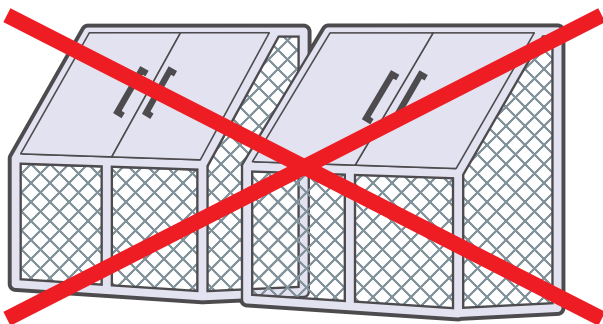


お弁当のプラスチック容器

(残飯は一般廃棄物)

事務所等から排出される ごみの分別は家庭ごみの分別とは異なります。

事業活動（飲食店、商店、事務所、営業所等）に伴い発生するごみは、量や質にかかわらず**ごみステーションには出せません**。
事業者自らの責任において適正処理をお願いします。



燃やせるごみ 燃やせないごみ

ごみを分別するゴミ箱・コンテナ等は
「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の区別ではなく、
「**一般廃棄物**」「**産業廃棄物**」「**資源物**」
に分別してください。

（産業廃棄物についてはさらに細分化されますので、
委託する産業廃棄物処理業者にご確認ください。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月5日法律第137号）第3条で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。
また、みだりにごみを捨てると法により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金、又はこれらが併科されることもあります。

事務所等から排出される一般廃棄物（燃やせるごみ）の中には
リサイクルできる紙類がたくさん混ざっています。
紙は貴重な資源です。分別にご協力ください。

リサイクルできるものの例



※紙以外の異物を取り除く

リサイクルできない紙製品

- ◆靴やカバンに入っている緩衝材（紙の詰め物）
- ◆汚れた紙類（食品が付着したものなど）
- ◆写真
- ◆感熱紙（ファックス用紙、レシートなど）
- ◆感熱発泡紙（点字用紙など）
- ◆アルミコーティングされた紙（酒やジュースの紙パック、カップ麺のふたなど）
- ◆防水加工紙（ビニールコートされた紙、油紙など）
- ◆カーボン紙（複写式の用紙、伝票類など）
- ◆ワックス加工紙（紙コップ、アイスクリームのカップなど）
- ◆臭いのついた紙（石鹸、線香、洗剤の箱など）

高崎市の処理施設（高浜クリーンセンターや吉井クリーンセンターなど）は一般廃棄物とリサイクルの搬入施設です。
一般廃棄物をご自分で搬入するか、高崎市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。
また、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に依頼し適正に処理してください。